

○自動車運転代行業に関する事務取扱要領の制定について（通達）

平成14年 8 月20日

岡交企第194号警察本部長例規

各部長

首席監察官

各所属長

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に伴い、別添「自動車運転代行業に関する事務取扱要領」を制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

自動車運転代行業に関する事務取扱要領

1 警察署長の事務扱い

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）に基づき、警察署長が行う事務は、岡山県警察事務決裁規程（平成11年岡山県警察訓令第7号）によるほか、この要領による。

2 自動車運転代行業の認定申請書の受理

法第5条第1項の規定による認定申請書（規則別記様式第1号）を受理したときは、当該申請書及び添付書類の記載事項の適否を調査し、認定等に関する意見を付した進達書（様式第1号）に当該申請書の写しを添えて、速やかに進達しなければならない。

3 認定通知書等の交付

警察署長は、法第5条第2項の規定による認定通知書又は同条第3項の規定による認定に関する通知書の送付を受けたときは、速やかに自動車運転代行業者に交付しなければならない。

4 変更届出書等の受理

法第8条第1項の規定による変更届出書（規則別記様式第3号）又は法第9条第1項若しくは第2項の規定による廃業等届出書（規則別記様式第4号）を受理したときは、届出書及び添付書類の記載事項の適否を調査し、速やかに届出書の写しを交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）に送付しなければならない。

5 自動車運転代行業者台帳の作成

交通部交通企画課長は、自動車運転代行業者台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）を備え付け、次に掲げる場合には台帳に記載しておかなければならない。

- (1) 法第5条第2項の規定による認定の通知を行ったとき。
- (2) 法第7条第1項の規定により認定を取り消されたとき又は法第9条第1項若しくは第2項の規定による廃業等に係る届出書を受理したとき。
- (3) 法第8条第1項の規定による変更に係る届出書を受理したとき。
- (4) 法第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項若しくは第25条第2項に規定する行政処分をし、又は7に規定する措置を執ったとき。

6 違反検挙の報告

警察署長は、法に違反した者を検挙したときは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律違反検挙報告書（様式第3号）により、速やかに報告しなければならない。

7 注意の実施

警察署長は、法第22条第1項の規定による指示を行うには至らないが、自動車運転代行業の適正な運営の確保に資すると認められるときは、速やかに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 注意上申書（様式第4号）に証拠書類を添えて、交通部交通企画課長に送付すること。
- (2) 交通部交通企画課長が注意を行う必要があると認めた場合は、送付される注意書（様式第5号）を交付して、自動車運転代行業者に対して注意を行うこと。

8 行政処分の上申

警察署長は、法第22条第1項の規定による指示を行うときは、指示上申書（様式第6号）に、法第23条第1項の規定による営業停止命令又は第24条第1項の規定による営業廃止命令を行うときは営業停止（廃止）命令上申書（様式第7号）に証拠書類を添えて、速やかに上申しなければならない。

9 行政処分等の履行の確保

警察署長は、法第7条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項若しくは第25条第2項の規定による認定の取消し、指示、営業停止命令若しくは営業廃止命令の処分又は7(2)の規定による注意を受けた者に対し、その処分等が確実に履行されるよう適切な指導を行うとともに、当該処分等に伴い通知書等を交付したときは、受領書（様式第8号）を徴しなければならない。

10 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
進達書	交通企画課	5年
自動車運転代行業者台帳	交通企画課	長期
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律違反検挙報告書	交通企画課	5年
注意上申書	交通企画課	5年
指示上申書	交通企画課	5年
営業停止（廃止）命令上申書	交通企画課	5年
受領書	交通企画課	5年
認定申請書	受理した警察署	5年
変更届出書	受理した警察署	5年
廃業等届出書	受理した警察署	5年